

令和2年度狂犬病予防業務担当者会議 厚生労働省伝達事項等について

厚生労働省健康局結核感染症課
動物由来感染症指導係 山田 大悟

狂犬病

四類感染症

基本情報

- 病原体** ・ リッサウイルス属狂犬病ウイルス (*Lyssavirus Rabies lyssavirus*) (三種病原体)
・ 全てのほ乳類に感染するが、ウイルスの種類によって主な自然宿主が異なる (犬、野生動物、コウモリ等)
- 感染経路** ・ 感染動物に咬まれ、唾液中に排出されるウイルスが傷口より体内に侵入することで感染。
・ 世界中で狂犬病に感染する人の9割以上が犬から感染している。ヒト-ヒト感染は通常ない。
- 症状** ・ 潜伏期間は長く不定 (ヒト: 1-3ヶ月、犬: 0.5-2ヶ月)。
・ 発症するとほぼ100%致死。強い不安感、一時的な錯乱、恐水症、麻痺、運動失調、全身けいれん。その後、呼吸障害等の症状を呈し、死亡。

対策

- ・ 狂犬病に感染した犬は獣医師の届出対象 (狂犬病予防法)
- ・ **水際対策**: 輸入動物対策
 - ① **輸入禁止** (コウモリ)
 - ② **輸入検疫** (犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク、家畜)
 - ③ **輸入届出** (その他ほ乳動物)
- ・ **飼い主の義務**: ① 犬の登録 (生涯1回)
 - ② 犬の予防注射 (毎年1回) の義務
 - ③ 鑑札・注射済票の装着義務

予防・治療

- 予防** 感染した動物に咬まれた場合、暴露後ワクチン接種により発症を抑えることが可能。
- 治療** 治療法はない。発症前に感染の有無を診断することは不可能。



鑑札



注射済票

発生状況

- ・ 死亡者のうち95%以上はアジア、アフリカ地域。
- ・ **2020年5月、豊橋市で14年ぶりに輸入症例が発生 (フィリピンからの入国者)。**
- ・ 国際機関では2030年までに犬由来の狂犬病発生の撲滅を目指している。

国内の人・犬の感染数

	1953	1954	1955	1956	1970	2006	2020
死亡者数	3人	1人	0人	1人	1人 (※1)	2人 (※2)	1人 (※3)
犬の発生数	176頭	98頭	23頭	6頭	0	0	0

(※1, 2 ネパール、フィリピンからの帰国者)

(※3 フィリピンからの入国者)

令和2年の狂犬病予防業務の動きについて

①押印処理の見直し(廃止)について

別記様式第四(第十二条関係)

第 号			
狂犬病予防注射済証			
所有者(管理者)住所 氏名			
種 類		生 年 月 日	
毛 色		性 別	
名		体 格	
その他の特徴			
上記の犬に対して狂犬病予防注射を 年 月 日に行つたことを証明します。			
		実施者 住所 氏名	
◎ 注意 本証を 提示して注射済票の交付を受けて下さい。			

備考 1 注意欄の空欄には、注射済票の交付機関名及びその所在地を記載する。
2 この用紙の大きさは、B6とする。

令和2年12月25日
狂犬病予防注射済証の実施者
(←赤枠)の押印欄の消除を実施。

○押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について(令和2年12月25日健感発1225第2号)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/dl/201225-09.pdf>

(参考:別記様式第四(狂犬病予防注射済証))

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/dl/201225-12.pdf>

②犬の登録手続き等の電子申請の促進について

内閣官房総合戦略室と連携して、特に処理件数が多く住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続き(犬の登録申請、死亡届等(4手続))について、ぴったりサービス上で電子申請を受け付ける地方公共団体においては、申請フォームの作成を行うことなく当該様式を利用することが可能となった。

(参考:狂犬病予防法に基づく犬の登録申請、死亡届等の手続に係る「申請フォームのひな形」の提供等について(令和2年12月25日事務連絡))

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/old_jimuren.html#link02

令和3年度の狂犬病予防注射の時期について

○狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第42号)

※令和3年2月26日公布、令和3年3月2日より施行

○犬の狂犬病予防注射については、年1回(基本的に4月～6月)、犬に受けさせなければならない。

○今回の特例措置は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるやむを得ない事情により、犬に狂犬病の予防注射を受けさせることができない犬の所有者等について、予防注射の接種時期の緩和を行うもの。

特例(接種時期の緩和※)

新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響によるやむを得ない事情により受けさせられない犬の所有者等

4月～6月

～12月末まで

通常の犬の所有者等

4月～6月



※:犬の所有者は、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに犬に狂犬病の予防注射を受けさせることが必要。

地方分権提案(登録の職権消除、海外転出時の届出)について

提案内容

犬の所有者から死亡届が提出されない登録原簿について、転居先不明原簿と同様な取り扱いとし、一定の条件を満たすものは登録頭数に含めないものとする。

一定期間が経過した犬の登録原簿については、自治体の職員が登録を職権消除等ができる権限を付与すること。

狂犬病予防法に、登録を受けた犬の所有者は、その犬の所在地を国外へと変更する場合、その犬の所在地を所轄する市町村長に届け出なければならないという旨の条文を追記する。

現行制度

⑳犬の所有者から犬の死亡の届出があったとき、市区町村長は登録の消除しなければならないと政令で規定。
ただし、通知で国への犬の登録数の報告については、転居先が不明かつ生後20年以上経過した犬は除くこととしている。

㉑犬の所有者から犬の死亡の届出があったとき、市区町村長は登録の消除しなければならないと政令で規定。
なお、自治体職員による職権消除について法令上の明確な規定はない。

㉒犬の所在地を国外へと変更する場合について、法令上の規定はない。
※なお、輸出入検疫については農林水産省の所管である。

地方分権提案への対応状況（内閣府地方分権室）について

事項	令和元年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和2年12月31日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載
<p>犬の登録情報の取扱いの変更 (狂犬病予防法)</p>	<p>市町村長（特別区の長を含む。以下この事項において同じ。）が行う犬の登録（4条2項）については、その適正化を図るため、地方公共団体における事務の実態及び公衆衛生に関する専門家の意見等を踏まえつつ、転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い、一定の要件を満たす場合の市町村長の職権による登録消除及び犬の所在地が国外に変更される場合の手續について検討し、<u>令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>転居先及び生死が不明な犬の登録の取扱い等について、令和元年12月に各自治体に対してアンケートを実施し、令和2年9月までに結果の取りまとめを行うとともに、犬の寿命及び公衆衛生に関する専門家の意見を聴取した。</p> <p>これらを踏まえて検討した結果、<u>提案を措置する方向で進めることとした。</u></p> <p>今後、法令改正等の必要な措置内容に関して、各自治体の意見も踏まえつつ職権消除の基準等について検討を進めるとともに、海外転出時の届出事項についても運用面も含め検討を進める。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応を優先する必要があるため、検討に時間を要する可能性がある。</p>

(参考)内閣府地方分権室

第44回地方分権改革有識者会議・第119回提案募集検討専門部会 合同会議
議事次第・配布資料 資料3(23ページ目参照)

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/kaigi44shiryoku03.pdf>

普及・啓発資材について

狂犬病ポスター



犬の飼い主は、狂犬病予防法に定められた以下の義務を守りましょう。

① 飼い犬の登録 ② 狂犬病予防注射の接種 ③ 鑑札・注射済票の装着

狂犬病は、犬だけでなく、人にもうつる病気です。
発症した場合、ほぼ100パーセント死に至ります。



詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「狂犬病について」をご覧ください。

狂犬病 厚生労働省 検索

お問い合わせは最寄りの
保健所、市町村の担当窓口まで。



動物由来感染症ポスター

動物由来感染症
ペットと過ごす3つの約束

1 2 3

3つの約束

- ① 動物に触ったら必ず手洗い等しましょう
- ② 過剰なふれあいは控えましょう
- ③ 動物の身の回りは清潔にしましょう

新型コロナウイルス感染症による外出自粛により家でペットと過ごす機会が増えるかと思いますが、「3つの約束」を守りましょう！

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気の総称です。
動物由来感染症には、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの等、病原体によって様々なものがあります。(エキノコックス症、オウム病、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、レプトスピラ症等)

体調不良を感じたら、早めに医療機関に相談しましょう。
(動物との接触状況を医師に伝えましょう)

ペットの健康状態に注意しましょう。
ノミやマダニの定期的な駆除と定期検診を受けさせましょう。



詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「動物由来感染症」をご覧ください。

動物由来感染症 厚生労働省 検索

お問い合わせは最寄りの
保健所の担当窓口まで。

